

新年度がスタートし、新たな環境での生活が始まった方も多いのではないのでしょうか。

下野市障がい児者相談支援センターも、現体制になって2年目を迎えます。多くの方に活用していただけるよう、改めてセンターの役割や機能についてご紹介します。

障がい児者相談支援センターとは？

障がい児者相談支援センターは、障がい者手帳の有無に関わらず、下野市にお住まいの障がいのある方やお子さま、そのご家族などが気軽に相談できる場所です。

個別の相談に対応する「相談支援チーム」と、市内の様々な課題に着目し、解決の手立てを検討する「基幹相談チーム」で構成されています。

多種多様な相談に対応しながら、その背景にも着目し、相談される方と一緒に解決の手立てを考えます。

様々な対象者と相談の内容

センターが相談を受ける対象者は、障がい者手帳を持っている方に限りません。

障がいのある方やお子さま、そのご家族はもちろん、障がい児者をサポートしている機関の方など、下野市に関係する方であればどなたでも相談することが可能です。

地区担当制で他機関と連携・柔軟に対応

センターでは、石橋、国分寺、南河内の3地区に、それぞれの担当者を設けています。お電話をいただければ、各地区の担当者が対応させていただきます。

地区担当制を導入したのは、下野市では、生活の様々な面で3地区をベースに行政を行っているためです。例えば、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターも、3地区に設置されています。

近年、老障介護や8050問題といった、障がい者と高齢者が混在するご家庭も少なくありま

困ったときにはまず相談を

日々の暮らしの中で悩みや不安が生じるのは、障がいの有無に関わらず、ごく自然なことです。

悩みや不安にどう対応していくのかも、人それぞれ。自らの力で解決の糸口を探っていくのも良いでしょう。

ただ、自分の中で抱え込みすぎてしまい、身動きが取れなくなってしまいそうなときには、

相談支援チーム

個別の相談を担う

石橋
担当

国分寺
担当

南河内
担当

基幹相談チーム

障がい福祉に係る課題解決や相談支援体制強化のための施策や取り組みを担う。

相談の内容は多岐に渡りますが、その多くは生活に密接に関係しています。

仕事のこと、体調のこと、生活のこと、人間関係のことなど、公的サービスも含めた具体的な解決策や支援を求める方もいる一方で、ただ誰かに話を聞いてもらいたいという思いから、センターに連絡をされる方もいらっしゃいます。

せん。そうしたご家庭には、それぞれの分野の専門機関が連携して支援を行う必要があり、地区担当制を導入したことで、そうした連携が強化されたことは大きな効果です。

相談方法も柔軟に対応しています。センターが設置されている市役所に来庁していただく以外にも、相談される方が安心できるように、ご自宅や公共スペース等まで担当者が出向いての相談や、電話やメールでの相談も可能です。



誰かに相談してみたいか、それが、何かを変えるきっかけになるかもしれません。

障がい児者相談支援センターは、そのような相談を受け止め、解決のためのお手伝いをする場所です。気になったことについてちょっと聞いてみよう、といった気軽なご質問も大歓迎です。

「今日の相談は明日への希望」

どうぞ遠慮なくご連絡ください。